東京都ラグビーフットボール協会・規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は東京都ラグビーフットボール協会と称する。

(本部)

第2条 本会は事務所を東京都に置く。

(目的)

第3条 本会は関東ラグビーフットボール協会の支部として東京都におけるラグビーフットボール の中枢機関となり、競技の健全な発達とその普及を図ることを目的とする。なお、管下に 置かれた市区町村ラグビーフットボール協会を管轄する。

(事業)

- 第4条 本会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。
 - 1. 競技会の開催及び主管
 - 2. 競技会の指導及び斡旋
 - 3. 競技規則の解説及び普及
 - 4. 指導者の発掘・養成・指導及び派遣
 - 5. レフリーの発掘・養成・指導及び派遣
 - 6. 競技資料及び施設資材の配給、斡旋
 - 7. ラグビーフットボールに関する調査研究及び情報の蒐集
 - 8. 記録の収集及び保存・管理
 - 9. 競技者の保健・安全対策・医事に関する事項
 - 10. ラグビーフットボールの普及・宣伝及び広報
 - 11. 市区町村ラグビーフットボール協会の事業についての指導・監督及び助言
 - 12. その他本会の目的に必要な一切の事項

(委員会)

- 第5条 前条の目的を達成するため、本会に委員会を置くことができる。委員会の構成、委員に関 する細目は理事会が定める。
 - 2 委員会委員長は本会理事が務める。

第2章 役員

(役員の定員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

理事 35名以内(会長、理事長、書記長、会計役各1名を含む)

特任理事若干名評議員45名以内監事2名以内

2 前項の他に理事としてその定数内で次の役員を置くことができる。

副会長若干名副理事長若干名

(評議員会)

第7条 評議員会は本会の最高議決機関である。評議員は理事会の決議を経て会長が指名・委嘱する。 (会長)

第8条 会長は理事会が推薦し、評議員会において選任する。

(理事)

第9条 理事は会長が推薦し、評議員会において選任する。

(三役)

- 第10条 理事長、書記長、会計役は理事の互選によって定める。
 - 2 特任理事は理事会で選任し、会長が委嘱する。

(監事)

第11条 監事は会長が推薦し、評議員会において選任する。

(任期)

第12条 本会の役員の任期は下記の通りとし、再任を妨げない。役員が欠けた場合の補充者の任期 は前任者の残期間とする。

会長、理事、評議員、その他の役員 2年

監事、特任理事 1年

2 役員の任期満了の場合には、その後任者が就任するまでその職務を行う。

第3章 職務及び会議

(会長の職務)

第13条 会長は本会の業務を総理し、本会を代表する。会長に事故ある場合にはあらかじめ理事会 で定めた順序によりその職務を代行する。

(理事会の職務)

- 第14条 理事は理事会を組織して本会の業務一切を執行する。
 - 2 理事会は理事長が招集する。
 - 3 理事会は定数の3分の1以上の出席がなければ議事を開き、決議することができない。
 - 4 理事会に出席できない理事は、書面で出席理事に議決権を委任することができる。
 - 5 理事会の議決は過半数によって決する。可否同数の時には会長が決する。
 - 6 特任理事は理事会へ出席し意見を述べることはできるが、議決権はない。

(理事会の専権事項)

- 第15条 理事会は次の事項を審議し、その決議を終局なものとする。
 - 1 事業計画及び収支予算
 - 2 事業報告及び収支決算
 - 3 基本財産の処分
 - 4 規約その他の細則の変更
 - 5 委員会委員長、その他の役員の任免
 - 6 上部団体からの指示、監督の当否
 - 7 その他の重要事項の審議及び決済

(評議員の職務)

- 第16条 評議員は評議員会を組織して事業報告及び決算、事業計画及び収支予算案の承認、規約の 改正、その他理事会の提出した議案を審議し議決する。
 - 2 評議員会は理事の業務執行に疑義ある場合にはこれを質し、その不信任を決議することができる。

(理事長の職務)

第17条 理事長は会長を補佐し、理事会を統括して本会の日常業務全般を掌る。

(書記長の職務)

第18条 書記長は理事会の決議に従って本会の会務一般を掌る。

(会計役の職務)

第19条 会計役は本会の会計事務を掌る。

(監事の職務)

第20条 監事は本会の会計を監査する。

(評議員会の招集、定足数)

- 第21条 評議員会は会長が年に1回招集する。
 - 2 評議員会は定数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き、決議することができない。

3 評議員以外の役員は評議員会に出席することができる。但し、議決に加わることはできない。

(議決方法)

- 第22条 評議員会の議事は過半数で決する。但し、次の事項の場合には3分の2以上の多数を得な ければならない。
 - 1. 規約の変更
 - 2 基金の処分
 - 3. 債務を負担する事項
- 2 評議員会に出席できない評議員は、書面で出席評議員に議決権を委任することができる。 (事務局)
- 第23条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

第4章 会計

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(経費)

第25条 本会の経費は会費、入場料、寄付金、交付金、その他の金員をもって支弁する。

(年会費)

- 第26条 会員は本会が定めた年会費、個人登録料、その他の納付金を定められた期日までに納めなければならない。
 - 2 年会費の額は理事会が定める。

第5章 会員

(会員登録)

第27条 本会に所属する会員は、年度始めに日本協会規約の定める方式により、「チーム登録」と「個 人登録」を行なうものとする。

(新規登録)

- 第28条 本会にあらたに登録を申請する場合には、本会所定の加盟申請書と、既に本会の会員となっている2チームの推薦状を添えて申請し、理事会の承認を得なければならない。
 - 2 登録が承認された場合には、所定の新規加盟料を納めなければならない。

(退会)

- 第29条 本会から退会する場合には退会届を提出しなければならない。年会費その他に未納金があった場合には完納の上退会しなければならない。
- 2 年会費を3年間支払わなかった場合には、退会したものとみなして会員登録を抹消する。(休会)
- 第30条 本会を休会する場合には休会届を提出しなければならない。休会中も年会費を納めなければならない。

(除名)

第31条 会員が本会の規約その他の規則に違反した場合、正当な事由なく会費その他の納付金を納めなかった場合、その他ラグビー精神に反する重大な違反行為があった場合には理事会の決議により除名することができる。

第6章 その他

(細則)

第32条 本規約の施行に関して必要ある場合には、理事会は細則を定めることができる。

(準用規定)

第33条 本規約に定めのない事項については日本協会規程ないし関東協会規約を準用して理事会で 決する。

(疑義解釈)

第34条 本規約その他の細則に疑義が生じた場合には、理事会の議決を経て会長が裁定する。

平成18年5月26日 改正 平成19年5月25日 改正

平成21年5月26日修正(会計監事を監事とする名称変更)

平成26年5月28日修正(日本協会規程制定にともなう字句修正)

平成29年7月3日 改正(日本協会規程制定にともなう字句修正)